

税の申告・届出はお済みですか？

固定資産の申告・届出



固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋などを所有している方が納める税金です。次のようなときは、申告・届出をお願いします。

土地・家屋の納税義務者に 変更があった場合は

相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合や、納税義務者が亡くなったのに変更していない場合は、納税義務者変更の届出をお願いします。

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は毎年1月1日に現存する建物に課税されます。家屋を取り壊した場合は、お手数ですが、取り壊したことを申し出てください。

住宅用地の申告は お済みですか

住宅用の土地を所有している方で、その土地や家屋の用途が変更になった場合は申告が必要です。

なお、平成20年中に家屋を建築された方には、家屋調査時に

申告用紙をお渡ししています。提出がお済みでない方は、提出をお願いします。

耐震改修した住宅の 固定資産税の減額について

平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を行った住宅で、次の要件を満たす場合には、申告により翌年度から家屋の固定資産税が最長3年間、2分の1に減額されます。

○対象要件

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で耐震改修したものの（現行の耐震基準に適合が証明されたもの）。
- 改修工事が30万円以上のもの。
- 減額対象面積 120㎡までの

バリアフリー改修に伴う 減額措置

平成19年4月1日から平成22

年3月31日までの間に、次の要件を満たすバリアフリー改修が行われた住宅については申告により、翌年度分の家屋の固定資産税が3分の1減額されます。

○対象要件

- 平成19年1月1日以前から所在し、次のいずれかの方が居住する住宅（賃貸住宅を除く）
 - 65才以上の方（改修工事完了日の属する年の翌年の1月1日における年齢）
 - 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - 障害のある方
- 次の改修工事に該当する費用で、補助金を除く自己負担額が30万円以上のもの
 - 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化
- 減額対象面積 100㎡まで

住宅熱損失防止（省エネ） 改修に伴う固定資産税の 減額について

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った既存住宅の省エネ改修工事で、次の要件に該当する場合は、申告により翌年度分の家屋の固定資産税が3分の1減額されます。

○対象要件

- 家屋の要件
 - 平成20年1月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）
- 省エネ改修工事の要件
 - 次のアからエまでの工事のうち、アを含む工事であること（外気等と接するものの工事に限る）
 - 窓の改修工事
 - 床の断熱改修工事
 - 天井の断熱改修工事
 - 壁の断熱改修工事
 - 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
 - 省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること
- 減額対象面積 120㎡まで

※耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修はそれぞれ工事が完了した日から原則として3か月以内に申告してください。また、申告時には、申告書のほか、工事明細書、写真等、関係書類の添付が必要となりますので、税務課資産税班までお問い合わせください。

償却資産の申告は 2月2日までに

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について（資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等）、2月2日（月）までに申告をしてください。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品など（使用している・していないは問いません）で、他の税（自動車・軽自動車税等）の対象とならない有形固定資産をいいます。

※対象とならない場合

税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの。また、取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却する場合。

◎問い合わせ

税務課
☎内線 255・256